平成２２年（フ）第２１０号
愛知県一宮市浅井町西浅井字水附６番地13
債務者　坂口　壮仁
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２１１号
愛知県一宮市浅井町西浅井字水附６番地13
債務者　坂口喜代子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２９号
京都府亀岡市中矢田町岸ノ上37番地１
債務者　大槻　昌宏
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第２９２８号
大阪府茨木市上野町５番１号の１
債務者　小谷芳未こと　小谷あけみ
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８０９号
大阪府東大阪市吉田３丁目４番25号　ワンルーム北口108号
債務者　栗田　明宏
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８１０号
大阪府東大阪市吉田２丁目10番40号
債務者　栗田　勝弘
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６３号
堺市北区新金岡町２丁３番19―306号
債務者　松坂　正敬
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５６０号
大阪府河内長野市緑ケ丘南町９番３号
債務者　グリーンホームこと　木本　幸雄
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５６３号
堺市中区深井水池町2855番地16
債務者　横井　雅子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５６６号
堺市西区神野町１丁13番６号
債務者　松村ひさ子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６１１号
堺市堺区北清水町１丁３番６号　ソレイユ北清水102号、前住所大阪市旭区清水３丁目21番21号　エクセルＪＵＮ402
債務者　矢賀　　進
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６１７号
堺市堺区寺地町東２丁１番１号　ペガサス90寺地201号
債務者　日浅ミワコ（旧姓園部）
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６２６号
堺市中区福田45番地８
債務者　折田　敏和
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６７３号
堺市堺区中三国ヶ丘町７丁２番１号、前住所堺市堺区香ヶ丘町５丁４番15号　７―１号室
債務者　渡邉　　進
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２２号
大分県中津市大字福島2522番地14　サンクスハイツ８号
債務者　野上　勇樹
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第８８号
福島県会津若松市材木町２丁目８番65号
債務者　稲村　英雄
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第５５号
新潟県新発田市荒町608番地２
債務者　横野　秀章
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第５６号
新潟県新発田市荒町608番地２
債務者　横野けい子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
新潟地方裁判所新発田支部